

## 河川敷運動広場管理運営業務委託仕様書

1. 委託業務 (1) 運動広場の管理・運営及びそれに付帯する業務に関すること。  
(2) 施設使用の申込受付及び承認（許可）事務に関すること。
2. 委託場所 守口市淀川河川敷運動広場  
(住所：守口市大日町4丁目305の2番地先から  
守口市佐太西町1丁目8の6番地先まで)
3. 施設内容 総面積 26,278 m<sup>2</sup>
  - (1) 多目的広場1（バックネット有り）  
軟式野球場 マウンド有り 両翼75mの広場
  - (2) 多目的広場2（バックネット有り）  
軟式野球場 両翼75mの広場
  - (3) 多目的広場3（バックネット・サッカーゴール・ラグビーポール有り）  
軟式野球場 両翼90mの広場、サッカー・ラグビー94m×64mの広場  
ソフトボール・ラグビー・サッカー等に利用
  - (4) その他
    - ・駐車場 80台 (1,400 m<sup>2</sup>)
    - ・簡易トイレ 2基
    - ・ベンチ 18基
    - ・看板 8箇所
    - ・河川敷法面部分
4. 運動広場開放時間
  - (1) 4月1日から9月30日までの間 午前8時から午後6時まで
  - (2) 10月1日から翌年3月31日までの間 午前9時から午後5時まで※使用時間は、2時間を1単位とする。
4. 契約期間 令和元年6月1日から令和6年3月31日までとする。
5. 業務内容
  - (1) 運動広場の管理・運営及びそれに付帯する業務
    - ①設置備品の維持管理  
(野球・防球ネット3基、ラグビーポール2基、サッカーゴール2基、  
簡易トイレ2台、看板・ベンチ等)
    - ②運動広場冠水時の備品撤去及び復旧並びに、これを想定したバックネット等の撤去訓練（年1回）

- ③運動広場の監視業務（原則週 1 回）
  - ④運動広場内及び周辺並びに法面除草業務（原則年 3 回）
  - ⑤運動広場用の石灰の補充（原則月 1 回）
  - ⑥グラウンドの整備（雨天後の真砂土補充等）（適宜）
  - ⑦運動広場内のゴミの収集（清掃維持）（原則月 1 回）
  - ⑧駐車場及び河川敷内設置ゲートの管理
  - ⑨利用団体による合同草刈り及び部分草刈り（年 1 回）
- (2) 運動広場使用申請窓口受付及び許可業務

6. 遵守義務
- (1) 施設賠償責任保険に加入すること。
  - (2) 「守口市淀川河川敷運動広場開放事業実施要綱」及び近畿地方整備局の許可条件等を遵守すること。
7. 報告書
- (1) 前月の利用報告書について、毎月 5 日に提出すること。
  - (2) 各月事業終了後速やかに事業実績報告書を提出すること。
8. その他
- 疑義の生じた事項については、担当課と協議すること。